久留米市外三市町高等学校組合立三井中央高等学校

いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本基本方針は、学校・地域・家庭その他の関係者の連携のもと、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

１　いじめの防止等の取組に関する基本理念について

いじめは、全ての生徒に関係する問題であり、いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、いじめの防止等にあたっては、「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識のもと、「どの学校、どの子にも起こりうる」という危機意識を持つとともに、「いじめられている子を最後まで守り抜く」という強い信念を持ち対応に当たるものとする。

２　いじめの防止に向けた学校組織体制について

⑴　いじめの定義

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍しているなど、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

⑵　いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

ア「学校いじめ防止基本方針」の策定

いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、本校におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に進めるため、「三井中央高等学校いじめ防止基本方針」を定める。

イ「校内いじめ問題対策委員会」の設置

いじめの未然防止及び早期発見・早期対応の取組を実効的に行うために、人権・同和教育推進委員会の中に「校内いじめ問題対策委員会」を設置、月１回定期的に開催し、情報の共有化を図る。校内いじめ問題対策員会は、人権・同和教育推進委員のほか、必要に応じた関係職員を構成員とする。

ウ 学校の取組状況の評価と検証

校内いじめ問題対策委員会において、学校基本方針に基づくいじめ問題への取組状況を評価するとともに、いじめ問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検証し、検証の結果を指導の改善に生かすようにする。

エ 関係機関との連携

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談するものや直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。そのため、日常的に所轄の警察署等と連携していくこととする。

また、いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、久留米市外三市町高等学校組合教育委員会との連携や関係機関との連携、関係会議等への参加や担当窓口の明確化等を引き続き行い連携強化に努める。

オ 適切な学校評価

学校評価については、国の「学校評価ガイドライン」を参考に、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見・早期対応の取組、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等の評価項目を作成し、アンケート調査等により行い、その結果を以後の取組に生かす。なお、いじめの取組に関する評価は、校内いじめ問題対策委員会において行う。

３ いじめの防止のための具体的取組について

⑴ いじめを生まない教育活動の推進

ア　人間関係スキル育成の取組の推進

①・・・受容的・共感的理解に立った学級経営や望ましい集団活動を通して学級集団づくりに努める。

②・・・課題意識を大切にした問題解決的な授業、体験的な活動を取り入れた授業等により、一人一人のよさや可能性を生かすようにするとともに、生徒一人一人の存在感や連帯感を育てる等、教員と生徒、生徒相互の豊かな人間関係づくりに努める。

イ　生命尊重や思いやりの心を育てる道徳教育の推進

①・・・LHRや総合的な学習の時間を有効活用し、人間としての在り方や生き方等について考えさせ、生徒の自覚を高めるように努める。

②・・・思いやりの心等を育てるために地域への奉仕活動や地域行事への参加、就業体験等の充実を図る。

ウ　教育活動全般を通して、挨拶の励行や黙想指導、校則の遵守など、基本的生活習慣や規範意識の育成の取組の充実に努める。

エ　学校生活アンケート等の調査結果等による学級・学年の課題に気付く取組の充実を図り、学級活動等において、課題解決についての話し合い活動を設定し、生徒自らが課題解決できる力の育成に努める。

オ　月１回の全校朝礼や各種委員会活動、女子校サミット等の生徒会活動を中心に、生徒の自治活動の推進を図る。

カ　生徒相互の連帯感や存在感を高めるために、クラスの枠を超えたブロック制での体育祭や文化部による文化部発表会など様々な学校行事、学年や学科・コースによる奉仕活動等の体験活動の充実を図る。

⑵ いじめの早期発見

ア　いじめ問題に対する学校の取組の充実を求めるため、福岡県教育委員会作成の「いじめの早期発見・早期対応の手引」の活用の徹底を図る。

イ　「いじめについてのアンケート」（考査毎）及び「学校生活アンケート」（学期に１回）を実施する。また、１０月の市「いじめ問題対応強化月間」の取組を通じ、保護者に「家庭用チェックリスト」を配布し、早期発見に努める。

ウ　生徒や保護者等がいじめに係る不安や悩み等の相談を行うことができるように、教育相談ポストの設置を行うとともに、スクールカウンセラー等の活用によるいじめの早期発見の体制の充実に努める。

エ　校内巡回等を行い、学校全体の状況を把握するとともに、生徒が安心して学校生活が送れる環境づくりに努める。

オ　個人面談や家庭訪問を行い、一人一人の生徒理解に努める。

カ　学年会議や分掌会議等を通して、職員間における生徒の情報の共有化を図る。

⑶ いじめの早期対応

ア　いじめを発見した場合及びいじめに係る相談を受けた場合は「校内いじめ問題対策委員会」に報告し、速やかに事実の有無の確認を組織的に行うとともに、その結果を教育委員会に報告する。

イ　いじめの事実が確認された場合は、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を最優先に考えるとともに、いじめを受けた生徒・保護者への支援といじめを行った生徒への指導と保護者への助言を継続的に行う。また、必要に応じ、スクールカウンセラーによるカウンセリング等を行い、いじめを受けた生徒の心のケアに努める。

ウ　いじめの事実が確認された場合において必要があると認めるときは学校は、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるようにするために、いじめを行った生徒に対して教室以外の場所において学習を行わせる等の措置を講ずる。

エ　学校は、いじめの関係者間における争いが起きることがないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための措置を講ずる。

オ　学校は、いじめが犯罪行為として扱われるべきものであると認めるときは、教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

⑷ ネット上のいじめへの対応

ア　ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため保護者との連携のもと、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講ずる。

イ　具体的な対応に当たっては、必要に応じて法務局に協力を求めたり、生徒の生命、身体等に重大な被害が生じる恐れがあるときは、所轄警察署に通報し、適切な援助を求めたりするなどの措置をとる。

ウ　家庭におけるネットいじめへの理解や早期発見のために、ネット上のいじめに関する家庭用リーフレットの配布や「保護者と学ぶ規範意識育成事業」を活用した情報モラルに関する啓発の充実に努める。

⑸ 教員研修の充実

ア　年度当初に、「いじめの早期発見・早期対応の手引」等を活用しながら、いじめ問題についての早期発見・早期対応に関する共通理解を図るための研修を実施する。

イ　休業期間等において、いじめ問題に関する事例研究や生徒理解の深化等の研修を実施するとともに、スクールカウンセラー等の専門家を講師に招聘し、教職員の実践的指導力の向上を図る。

ウ　「いじめの早期発見・早期対応の手引」の「教師自らを振り返るポイント」を活用して、いじめを見逃さないための教員自らの感性を豊かにするための自己評価を定期的に実施する。

エ　授業評価等を活用して、自らの言動が生徒にどのように受け止められているかを客観的に捉え直す機会を研修内容に位置づける。

オ　教員と生徒及び保護者との信頼に基づいた関係づくりや対応の在り方に関する研修を実施する。

⑹ 保護者・地域等への働きかけ

ア　保護者及び家庭における子どもの規範意識の育成を支援するために、いじめに特化したリーフレットの家庭への配布や相談窓口の紹介カードの配布、久留米市教育相談窓口の周知など家庭への支援を継続し、啓発活動を推進する。

イ　家庭におけるインターネットを通じて行われるいじめへの理解や早期発見の促進のため家庭用リーフレットを配布しインターネットを通じて行われるいじめに関する内容の周知に努める。

ウ　地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに家庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を進めることに努める。

４　重大事態への対処について

いじめにより、生徒の生命・心身等に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

⑴　重大事態が発生した場合、直ちに事態発生について教育委員会に報告する。

⑵　教育委員会と調査主体や調査組織について協議した上で当該事案へ対処する組織を設置する。

⑶　上記組織を中心として当該事案についての客観的な事実関係及び再発防止のための調査を行う。

⑷　いじめられた生徒又は保護者の希望により、並行して組合長及び教育委員会による調査を実施する場合には、各調査主体が密接に連携し、調査対象となる生徒への心理的な負担を考慮しながら調査を実施するものとする。

⑸　学校が調査主体とならなかった場合、学校は当該事案に関する資料を提供するなど、積極的に調査に協力するものとする。

⑹　当該事案に係る調査結果については、いじめを受けた生徒及び保護者に対し、当該調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。